

## 生徒日常の心得

### 1. 登校・下校

- (1) 生徒は予鈴時刻(始業5分前)までに登校する。始業時刻は8時30分とする。なお、機械警備のため、原則として8時までは校内に入ることはいない。
- (2) 下校時刻は4時55分とする。下校時刻とは校門を出る時刻である。
- (3) 下校時刻以後学校に居残る場合は、別項6の手続をして許可を受ける。ただし、4時55分以後は、教員の付添指導を必要とする。
- (4) 休日に登校する場合は、別項6の手続をして許可を受ける。

### 2. 出欠席・私用外出等

- (1) 当日、体調不良などの理由で欠席をする場合、保護者から学校へ午前8時以降に電話で連絡する。
- (2) あらかじめ、欠席・遅刻・早退・欠課することが、必要なことがわかっている場合、事前に生徒手帳の連絡欄にその事由を記入し保護者の捺印を得るなど、家庭からの連絡により、ホーム・ルーム担任に届け出る。
- (3) 近親者に不幸があった場合は、次の通り忌引の取扱いをする。

父	母	7日	祖父母兄弟姉妹	3日
伯叔父母		1日		

なお、遠距離の場合は担任に相談すること。移動のために必要な日数が加算される。
- (4) 授業に遅刻した場合は、授業終了直後に教科担

任に申し出る。

(注) ただし20分以上の遅刻は欠課扱いとなる。

- (5) 授業3回の遅刻を1回の欠課とみなす。
- (6) 電車の遅れなどによる遅刻の場合は、遅延証明書などを受けて、登校時の授業担当の教員およびホーム・ルーム担任に提出する。
- (7) 当日、やむを得ず、早退する必要がある場合には、ホーム・ルーム担任(または同学年の他クラス担任)に生徒手帳の連絡欄などを用い、担任の捺印を得る等して承認を受ける。  
なお体調不良の場合には、担任に申し出る前に保健室に相談すること。
- (8) 登校時から下校時まで、外出してはならない。やむを得ず外出する場合には、外出許可証にその事由を記入し、ホーム・ルーム担任(または同学年の他クラス担任)に提出して認印を受けてから外出する。

### 3. 服装・頭髪等

#### (1) 制服

- ① 学校生活、登下校(休日を含む)には、制服を着用する。
- ② 高校生らしい、端正な着こなしをする。(裾出しなどはしない)
- ③ 入学式などの儀式や、学校が特に指定する日は、正式な青いシャツを着用する。
- ④ 平常の授業の日は市販の白いワイシャツで可。ただし、白以外のものは淡色のものもふくめて一切認めない。
- ⑤ 冬服期間(10月～5月)について

ア 登下校時は、ブレザーを着用すること。  
(セーター・カーディガン・ベストのみは不可)

イ 常に、ネクタイかリボンをする。

ウ 寒いときには、ブレザーの中に、セーター・  
カーディガン・ベスト(市販のもので可)を  
着用してよい。セーター等の色は、紺・黒・  
白・茶・ベージュ・グレーの単色のものに  
限り、セーターはVネックとする。

エ パーカー・トレーナー・ジャージ・スウェット  
類は着用しない。寒い時期に制服の下に着  
用することも厳禁。

オ 着用できる防寒着は、スクールコート・ダッ  
フルコート、Pコートとする。色は紺・黒・  
グレーとする。上着を着用せずにコートを着  
ることは禁止する。

⑥ 夏服期間(6月~9月)

ア 1学期終業式・2学期始業式のワイシャツ  
については、儀式だが、学校指定の青以外に  
も市販の白を着ても良い。

イ ネクタイ・リボンの着用は自由とする。

ウ ベストの着用は自由とする。(学校指定の  
ものの他、市販のものも可。色は冬服の項にあ  
げたものに限る。)

エ 6月・9月の寒い日には、ブレザーを着用  
しても良い。

オ 校内で必要のあるときは、セーター・カー  
ディガンを着ても良い。ただしセーター・カー  
ディガンのみをワイシャツの上に着ての登下  
校は認めない。

⑦ 移行期間について

ア 夏服期間開始の6月1日前後の2週間、冬  
服開始の10月1日前後の2週間を移行期間と  
する。この間、ネクタイ・リボンの着用は自  
由とする。

⑧ 登下校時は、運動靴・革靴を履くこと。(雨・  
雪の時の長靴は可)

⑨ 休日・休業日に、どのような用件で登校する  
時も必ず制服を正しく着用すること。なお対外  
試合などで、校外で活動する場合は顧問の指示  
に従うこと。

(2) 頭髪等

① 染色・脱色、その他加工(剃りこみなど)を  
しない。

② 化粧をしての登校は禁止。(化粧道具の持ち  
込みも不可)

③ ビアス・イアリング・付けまつげ・カラーコ  
ンタクト等の装飾品は禁止。

4. 携帯品・所持品

(1) 身分証明書および生徒手帳は必ず携帯する。

(2) 所持品にはすべて学年・氏名を明記する。

(3) 必要以上の多額な金銭および貴重品類を所持し  
ない。

(4) 生徒相互間で金銭・物品の貸借は行わないよう  
にする。

(5) 体育の授業などで服装を着がえるときには、貴  
重品はしっかりと自己管理すること。貴重品は日  
常身につけて行動すること。

(6) 遺失物・拾得物のあったときは、直ちに担任ま

たは係の教員に連絡する。

#### 5. 生活習慣

- (1) 挨拶は行動の規範であり、心のうらおいの表れである。校内校外を問わず明るく挨拶する習慣を身につけよう。
- (2) 環境美化 勉学・生活環境の改善および保健衛生の立場から、校舎内外の清潔整頓には各自心がけ、とくに清掃当番は責任をもってその任にあたる。
- (3) 校内施設・校具は公共物である。その取り扱いには十分注意する。破損した場合は、ただちに関係の教職員に届け出て指示をうける。

#### 6. 部活動その他の特別活動に関する諸手続等

- (1) 次のことを行う場合は、所定の用紙に要項を記入し、それぞれ次に記す順序で認印を受け、前日までに許可願を提出する。
  - ア 下校時刻以後の校内居残り  
顧問または担任→生活・保健部係教員→副校長
  - イ 休日登校  
顧問または担任→生活・保健部係教員→副校長  
① 使用する施設の管理責任者の許可を得てから手続きをすすめること。
  - ウ 公用欠課（以下公欠とする）  
所定の用紙にて（職員室常備）公欠願を受験等に関わる公欠は担任へ、部活動に関わる公欠は顧問の記名、押印を経て担任へ提出すること。
  - エ 対外活動  
顧問または担任→生活・保健部係教員→副校長  
① 対外活動とは、運動部の対外試合、校外

団体の催す集会への参加、その他これに準ずるものをさす。

#### (2) 上記手続後の留意事項

- ア 居残り、休日登校および対外活動の場合は、原則として、事前の届出にしたがって活動する。
    - イ 休日に登校した場合は、顧問の指導のもとに活動する。
  - (3) 次のことを行う場合は、事前に生活・保健部に届けてその許可を受ける。ただしホーム・ルームのみに関する場合は、ホーム・ルーム担任に届け出て、許可を受ける。
    - ア 金銭を徴収したり、寄付を募集すること。
    - イ 集会を催すこと。
    - ウ 集団で校外活動を行うこと。
    - エ 校内（校門付近を含む）で慣例となっていない印刷物を配布すること。
  - (4) 校内に掲示する場合は生活・保健部に届け出て、その指示に従い許可印を得る。掲示期間は原則として2週間とする。
  - (5) 生徒会活動のために、校外から講師・コーチャー等を招く場合は、候補者を生活・保健部係教員に届け出る。候補者が学校長から正式に委嘱された上で、その指導を受ける。
- #### 7. 旅行の手続き
- 学割証を必要とする旅行をする場合は、所定の旅行届および学割発行申請書をホーム・ルーム担任に提出する。申請書に担任の捺印を得たうえで経営企画室窓口へ提出し手続きをする。
- #### 8. アルバイトに関する規定

- (1) 原則禁止する。
- (2) やむをえない理由でアルバイトを行う場合、保護者が学業・学校生活に支障がないことを確認の上、担任に申し出ること。

#### 9. 自転車に関する規定

- (1) 通学用自転車は登録制をとる。登録済の自転車には登録番号シールを後輪の泥除け等、目立つ位置に貼る。
- (2) 登録は、交通ルールを遵守することを誓約した生徒のみに認める。

##### 〔違反の例〕

- ・傘さし運転は法令で禁止されている。登録者は、常時カッパを携帯すること。
- ・運転時の携帯電話利用、イヤホンの装着も禁止

※ 上記の〔例〕以外にもルール違反があった場合には、登録を取り消す。

#### 10. オートバイ等に関する規定

- (1) オートバイ・自動車の免許取得および使用は、高校生として交通安全上また経済面からも危険と負担が多いので、在学中は取得および使用しないことが望ましい。
- (2) オートバイ・自動車による登下校、および学校行事、クラブ活動への使用は厳禁する。これに反した場合には厳重な指導を行う。他の者の運転するものへの同乗・制服のままでの乗車についても同様とする。

#### 11. 試験に関する不正行為

定期考査だけでなく、各種の成績に関する試験・実力テスト・各教科の小テストなどすべての試験に関

して、不正行為を行った場合、厳重な指導を行う。携帯電話の取り扱い等に注意し、疑わしい行為を一切しないこと。

#### 12. その他してはならない行為

飲酒（同席）、喫煙（同席・タバコに類似したものを含む）タバコ（類似品）・ライター所持、暴力、暴言、いじめ、インターネットによる誹謗・中傷および写真の無断掲載、窃盗など。これに加えて、高校生にふさわしくない行為、人を傷つける行為をしてはならない。行った場合には、厳重な指導を行う。

## 学校生活の心得

### 1 登校・下校

① 8：30に各教室でSHRが行われます。これに遅れないように予鈴時刻（8：25）までに登校してください。

② 時程

1限	8：40～	9：30
2限	9：40～	10：30
3限	10：40～	11：30
4限	11：40～	12：30
昼休み		
5限	13：15～	14：05
6限	14：15～	15：05

③ 下校時刻は16：55です。ただし、部活動等で居残りの許可がある場合はこの限りではありません。

④ 登校時から下校時まで外出はできません

### 2 服装

① 登校時は特に指示がない限りは制服での登校です。

② 制服とは  
男子は指定のブレザー・ズボン・青のワイシャツ・ネクタイ  
女子は指定のブレザー・ズボン・スカート・青のワイシャツ・ネクタイ・リボン  
(平常の授業時は白のワイシャツも可とします。)

③ 冬季の服装

- ・ブレザーの下にセーター、カーディガン、ベストの着用が可能です。(市販も物も可)  
色 ⇒ 黒・紺・茶・グレー・白・ベージュの単色(ライン、模様のあるものは不可)  
デザイン ⇒ セーター、ベストはVネックに限る
- ・ブレザーの上に、コートの着用が可能です。  
色 ⇒ 黒・紺  
デザイン ⇒ スクールコート型・ダッフルコート・Pコート

### 3 頭髪

① 本校では頭髪の加工は禁止しています。

加工とは ⇒ 染色・脱色・パーマ・高校生としてふさわしくないと判断できる髪形  
(モヒカン、左右非対称、剃りこみ等)

※違反者は改善してもらいます。

## 4 化粧

- ① 化粧をしての登校は一切禁止です。(化粧道具の持ち込みも不可です)  
※違反者はその場で落とし、繰り返す場合は保護者同伴での指導等を行います。

## 5 装飾品

- ① 装飾品（ピアス・ネックレス・指輪等）の着用は一切禁止です。  
※違反したときは一定期間預からせてもらいます。

## 6 特別指導

- ① 反社会的行為や、千歳丘高校の生徒としてふさわしくない行為に及んだ時は授業を一定期間離れ反省する、謹慎指導をはじめとする特別指導を行います。  
特別指導の一例 ⇒ 飲酒・喫煙・カンニング・暴力・バイク登校等

## 7 アルバイト

- ① 本校ではアルバイトによって、成績の低下、欠席の増加、喫煙のきっかけになるなど悪影響が大きいと判断し、原則禁止しています。  
(やむを得ず必要な場合は保護者の責任のもと行ってください。)

## 8 自転車通学

- ① 希望者は所定の手続きをし、許可を受けてください。
- ② 近年自転車による交通事故で加害者となる場合が増加していますので、必ず保険に加入してください。(学校でも保険の斡旋を行います。)

## 9 その他

- ① 欠席の連絡は、原則保護者の方が8時以降に学校へ電話または、電子申請でお願いいたします。  
電話番号 03-3429-7271
- ② 生活習慣を整え、不要な遅刻、欠席をしないでください。本校では3年間の欠席、遅刻、早退総数が規定数を超えると指定校推薦の出願資格を失います。
- ③ 本校では生徒本人、保護者の方からの相談に対応できるよう、定期的にスクールカウンセラーを配置するなど体制を整えています。何かありましたら担任などにご相談ください。